

Q どんな悩みでも弁護士と面談ができますか？

A 中小企業及び個人事業者の仕事上のお悩みであれば、どんなことでも受け付けています。

Q 弁護士と面談したら費用はいくらかかりますか？

A ひまわりほっとダイヤルでは、一部の地域を除き、**初回面談30分間に限り無料**です。初回面談30分間が有料の地域はWEBからご確認ください。

Q 電話で相談はできませんか？

A 電話による相談は原則としてお受けしていません。ひまわりほっとダイヤルは地域の弁護士との面談を予約するためのサービスです。

Q 電話でどんなことを伝えればよいですか？

A 窓口には、社名、業種、相談者の氏名、住所、連絡先などの基本的な情報などをお伝えください。弁護士が直接折り返します。弁護士からの折り返し電話では、弁護士から質問された事項をお答えください。

Q 面談した弁護士に引き続き依頼はできますか？

A お話を伺って、弁護士が解決できることであれば、解決までお手伝いします。
※別途費用がかかります。※相談内容の概要をお伺いした結果、他の窓口をご紹介しますこともあります。

分からないことを
質問できるから
安心しました。



ひまわりほっとダイヤル 相談までの流れ

【お電話から】

全国共通専用ダイヤル

0570-001-240

受付時間 平日(祝日を除く) 10:00~12:00/13:00~16:00
※通話料がかかります。※一部のIP電話からは繋がりにません。※お近くの弁護士会に繋がります。



【WEBから】

オンライン申込み

ひまわりほっとダイヤル 検索
スマートフォンはこちらから
オンライン申込ページへお進みください。



2 お名前・連絡先等の基本情報をお伝えください。

基本情報入力

入力フォームにてお名前・連絡先等を入力してください。

3 面談の予約 担当の弁護士が連絡をいたしますので、面談の日程を調整してください。



4 ご相談 弁護士の事務所等でご相談ください。



初回相談30分無料

※一部の地域では初回面談30分の相談料が有料となっております。(原則30分5,000円+消費税)
※30分経過以降および2回目以降の相談料は、相談担当弁護士におたずねください。
※弁護士の指定はできません。

全国どこからでも

かんたん面談予約

初回相談無料

※一部地域を除く

社長のその悩み、弁護士が力になります。

新しい事業を
立ち上げたい

こんな契約書で
大丈夫？

取引先の
支払いが
滞りがち...

社員間のトラブル、
どう解決すべき？

相談相手がいるって
安心ですね。

ひまわりほっとダイヤルは
中小企業の

ほつを
サポートします。



ひまわり
ほつとダイヤル

全国共通専用ダイヤル 受付時間:平日(祝日を除く)10:00~12:00/13:00~16:00

0570-001-240

スマートフォンは
こちらから



お近くの弁護士をご紹介します

※電話相談サービスではありません。

WEBからもお申込みができます。ひまわりほっとダイヤル 検索



こんなにある 中小企業経営の法的課題

弁護士に相談できる課題はたくさんあります。

うちでも同じようなことがあるな…

- やっかいなクレーム どう対応すべき?
- 資金繰りを楽にしたい
- 退職した従業員から残業代を請求された!
- 先代から事業を引き継ぎたい!
- 社内ルールを作りたい
- 売掛金が回収できない!
- 会社を売りたい 買いたい

これらの悩み事、実は法律と大きく関わっています。ところが、多くの中小企業では、法律の専門家が関わることなく処理されてしまっているようです。法律に基づいてしっかりと解決しないと、のちのち会社にとって深刻な事態を生じかねません。



社長の正しい判断が トラブルを未然に防ぎます。

トラブルの芽をみつけたとき、いつどのように対処すべきか、ひとりで判断できますか?



自分だけで判断するのは不安だな…

企業経営は決断の連続。日々の経営課題にどう優先順位をつけて取り組むか、社長ひとりで判断するのは至難の業。弁護士への早めの相談が、社長の正しい判断を引き出します。

相談例 1 支払が遅れがちな取引先があるのですが、このまま取引を続けても大丈夫なのでしょうか?

取引先に信用不安が生じてても、当面は取引を続けざるを得ない…そんなときも、法的な備えがあれば、いざというときの回収可能性を高めることができます(取引先の売掛先や預金口座などの情報収集、代金受領までの所有権留保、担保の取得や手形の利用等)。

万一の場合を想定した準備で解決!

相談者A社長の声

弁護士に相談したことにより、万一の場合にどうなるのかが分かりました。最悪のケースから逆算した十分な備えができたので、その後も安心して取引を続けることができました。

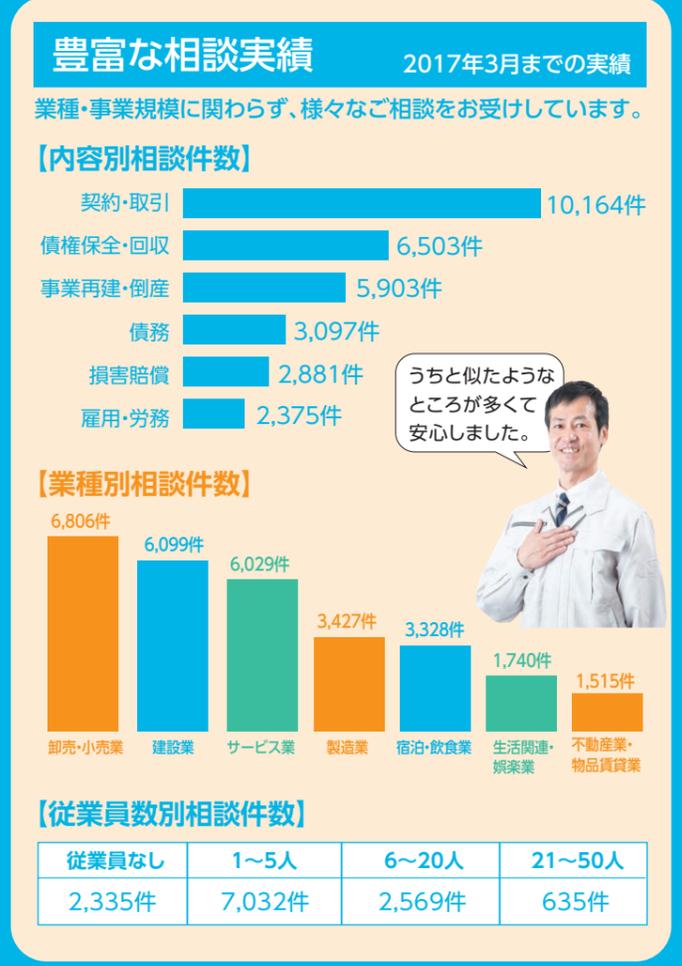
相談例 2 先代社長時代から同じ契約書のひな形を使い続けています。このままで大丈夫なのでしょうか?

契約書のひな形は、定期的な見直しをお勧めします。契約書は、合意事項を書面に定めることにより、取引を進める際のルールを明確にして、紛争を未然に防ぐためにあります。取引相手に求めることや取引上のリスクがひな形作成時と変わっているかもしれません。

新しいひな形作成で解決!

相談者B社長の声

当社のリスクに対応した新しいひな形を弁護士に相談して無事作成できました。リスク回避の助言が的確でしたし、その後も、個別の合意事項を反映した契約書の作成を依頼しています。



弁護士が社長の正しい判断を手助けし、 紛争を防止します。

トラブル(紛争や裁判)解決だけが弁護士の仕事ではありません。社長に正しい判断のための材料を提供すること。もし裁判やトラブルになっても短期間で解決できるように準備すること。それこそが、弁護士だけができる仕事です。



やっぱり一度、弁護士に相談してみよう!

- 気軽に** 弁護士に“つて”のない方でも、気軽に相談できます。
- 安心して** 日本弁護士連合会、弁護士会が提供する公式サービスです。
- 解決まで** 弁護士だからこそ、最終的な解決につなげることができます。



**初回相談
無料!**
(一部地域を除く)
(30分)

お申込みは簡単です。
裏面をご覧ください。